

## 10. 法務研究科

## 【到達目標】

本研究科は「地域に根ざした法曹」、「国際化に対応できる法曹」、「地域の行政に通じた法曹」となる人材を育成するという理念・目的を実現するために、教員組織のあり方について以下の目標を設定する。

- 1) 本研究科と学部の両組織で専任扱いとなっている教員組織の早期解消を図る。
- 2) 教育研究支援体制の強化を図る。
- 3) 教員の研究活動を点検・評価する体制を整える。

## 【現状説明】

## (1) 教員組織

本研究科は、高度の専門性をもつ法曹となるために必要な深い学識と卓越した能力を培うことを目的とし、幅広い教養と高い倫理観に支えられた専門性の涵養を旨とする教育により、多様化する地域社会に密着して市民生活を支援できる法曹の養成を目標としており、その目的を具現化するため、以下のとおり、教員を組織している。

本研究科の一学年の定員は50名、総収容定員数は150名である。法令上は12名で足りるところ、専任教員総数は14名となっている。

本学大学院学則第4条により、本研究科には専門職学位課程として法務専攻のみが置かれており、専任教員は法務専攻に限り専任教員として扱われている。但し、4名が法学部の専任教員の必要数に算入されている。

本法科大学院の専任教員総数とそのうちの教授の数は次のとおりであり、全員が教授である。

(本研究科及び法学部の両組織で専任として扱う専任教員を含む)

		専任教員数		
		教授	准教授	計
内 訳	専任教員	6	0	6
	専任(兼担)教員	4	0	4
	実務家専任教員	1	0	1
	実務家みなし教員	3	0	3
合計		14	0	14

専任教員のうち研究者教員10名全員が設置認可の段階で専門職第5条1項に該当すると認められている。実務家教員のうち2名についても、設置認可の段階で専門職第5条1項2号に該当すると認められている。実務家教員の他の2名については2007年4月1日付けの採用であるが、いずれも、本学「教育職員任用規程」、「専門職大学院実務家教員任用規程」及び「法務研究科実務家教員の任用に関する申し合わせ(2005年9月28日、2005年度第6回法務研究科委員会承認)」に基づく厳正な審査を経て、専門職大学院設置基準第5条1項2号に規定する資格に該当すると本法科大学院が認めたものである。

法令上必要とされる専任教員数12名の3割強にあたる4名が実務家教員であるが、いずれも5年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有している。

一学年の入学定員が50名の本法科大学院における法律基本科目についての必要教員数と実員数は次のとおりである。

	憲法	行政法	民法	商法	民訴	刑法	刑訴
必要教員数	1	1	1	1	1	1	1
実員数	1	1	3	1	1	1	0

		法律基本科目	基礎法学	隣接科目	展開・先端科目
内 訳	専任教員	24	1		3
	専任(兼担)教員	8	1		7
	実務家専任教員	4			1
	実務家みなし教員	7			3
合 計		43	2	0	14

実務基礎科目のうち、主要なものとして、「法曹倫理」、「民事実務」、「刑事実務」はいずれも実務経験を有する教員が担当している。

## (2) 教員の募集・任免・昇格

### ①専任の研究者教員

専任の研究者教員の募集は、本学「教育職員任用規程」により行われる。学長が候補者の公募を行った後、候補者の選考は、本研究科に設置される選考委員会により行われる。選考委員会は、「教育職員選考基準規程」により審査し、その結果を教授会に相当する法務研究科委員会に報告する。同委員会はその報告を受け候補者の選定を行い、法務研究科委員長が選定の結果を学長に報告する。学長はその報告を大学院委員会の議に付し、承認を得なければならない。昇任は、「教育職員任用のための選考手続き」に準じて行う。これを具体化するものとして、本研究科は、「大学院法務研究科専任教員の昇任に関する申し合わせ」及び「大学院法務研究科専任教員兼法学部専任教員の昇任に関する申し合わせ」を作成した。後者の申し合わせは、専門職附則 2 に鑑み、平成 25 年度までに限って適用される。この申し合わせにより、法学部との兼任教員が昇任の候補者となる場合には、本研究科に選考委員会を設け、その構成は本研究科および法学部からそれぞれ 1 名以上とされる。選考委員会は、審査結果を法学部教授会に報告し、その意見を求める。本研究科委員会は、選考委員会からの報告を受けるとともに、法学部教授会の意見を参考に選考を行う。他方で、本研究科のみの専任教員が昇任の候補者となる場合には、本研究科に設けられる選考委員会が教育職員選考基準規程により審査し、その結果の報告を受けた本研究科委員会が選考を行う。

解職は、「就業規則」第 34 条により、精神又は身体の故障のため職務を遂行できないとき、禁固以上の刑に処せられたとき、その他本法人のやむを得ない業務上の都合によるとき、のいずれかに該当する場合に行なわれことがある。

### ②実務家教員

「専門職大学院実務家教員任用規程」により、実務家専任教員の募集、採用、昇任は、「教育職員任用規程」を準用して行うが、採用にあたり法科大学院教授会が公募の必要がないと認めたときはこの限りでない。実務家教員の任期は 3 年以内だが、教育課程編成上必要があると認める場合は任期の更新ができる。「専門職大学院実務家教員任用規程」を具体化するものとして、本法科大学院は「法務研究科実務家教員の任用に関する申し合わせ」を作成した。その申し合わせにより、候補者の公募を行う場合にはインターネットおよび横浜弁護士会等を通じて行い、選考委員会は 3 ないし 5 名の構成とし、任期は 1 度更新できることを定めた。その一方で、「専門職大学院実務家教員任用規程」第 16 条は、私傷病による欠勤が引き続き 6 ヶ月を超えたとき、健康上の理由により職務を遂行できないとき、本学の名誉を著しく傷つける行為があったときなど、7 つの事由のいずれかに該当するときに実務家教員との契約を解除すると定めている。

### ③非常勤講師

非常勤講師の任用については、本学非常勤講師任用規程が定める。非常勤講師の任用

は本研究科委員会および大学院委員会の議を経て行う。任用期間は1年だが、教育課程編成上必要があると認めるときは任用を更新することができる。非常勤講師は、本学の名誉を著しく傷つける行為を行ったときなどに解任される場合があることが本学非常勤講師任用規程に定められている。解任は、法務研究科委員会および大学院委員会の議を経て行う。

### （3）人的補助体制

教育研究に資する人的な補助体制として、事務管理棟（1号館）にある学修進路支援部第一部（教務）学部・大学院事務課配属の法務研究科担当2名（主・副担当として）の専任職員が研究科委員会運営、予算執行、履修・成績管理業務を専属に行っている。この2名とは別に法科大学院棟には、教員の授業実施、学生指導等の支援を中心に行うため1名の契約職員を配置、また本学法務研究科の特色である授業支援e-Learningシステムのコンテンツ作成などの管理業務を行うため、1名の派遣職員（IT専門）を配置している。さらに法科大学院棟にある図書室管理・運営のため、延べ5名の業務委託職員をシフト勤務で配置している。

### （4）教育研究の評価と教育方法の改善

神奈川大学には、大学に所属する全教員を対象とする「業績システム」データベースが稼働しており、法科大学院に所属する教員も教育研究業績を各自でここに記録することになっている。

法科大学院独自の取り組みとしては、2006年度から、所属教員の業績システム上の業績一覧をベースとして、その抜き刷り・コピー等を一部ずつ法科大学院の自己点検・評価実施委員会に提出し、それを図書室に常置して閲覧に供する体制をとっている。一方で、これに基づいて法科大学院が独自で所属教員の研究活動を点検・評価する具体的活動は活発ではないのが現状である。

### 【 点検・評価 】

法律基本科目の科目ごとの専任教員の配置については、憲法、行政法、商法、民事訴訟法、刑法について必要教員数と実員数が一致している一方で、民法については必要教員数以上の専任教員が配置できている。しかし、刑事訴訟法については専任教員が配置できていなかった。

また、本研究科が実施する教員採用については、ジェンダーバランスをとることに努めるべきであるが、応募状況をはじめ、研究業績と教育歴等、諸々の事情が勘案する必要性があるものの、現在は専任教員が全て男性教員となっている点は解消に努めなければならない。

また、学部との連携や人的な交流という点では一定の評価はできるものの、本研究科と学部の両組織で専任となっている4名の教員については、1名についてはすでに兼任を解消し、3名についても2013年を待たずして、その解決に努める必要がある。

地域密着型の法曹養成という教育目標を実現するため、全教員がリーガルクリニックを担当し、地域で生じている諸問題に直に接する機会を設けている。また、自治体法務及び国際人権法務についての理解を深めるため、本学法学研究所内に設置されている地方自治センター及び国際人権センターと連携し、講演会やスタッフセミナーなどの事業を展開している点は本研究科の教育理念が教員組織内に強く刻印されてきたと評価できる。

**【 改善方策 】**

刑事訴訟法の専任教員が配置については、今年度、学内的な調整を経て、2008年11月に教員採用に係る公募人事を行った後、所定の手続きを経て、翌12月に専任教員の採用を決定した。これにより、本研究科の専任教員は15名となった。さらに、2013年までの経過措置として、法務研究科と学部との両組織で専任として扱うことができる4名の教員のうち1名（国際法）は、すでに法学部において教員公募人事を起こし、残りの3名の教員についても、2009年度以降適宜、教員公募人事を起こし、優秀な教員の採用を決定し、法務研究科のみなし専任教員を専任教員とすることとした。

その際、研究業績と教育歴はもちろんのこと、年齢等を勘案し、バランスのとれた教員組織の確立に努める。

人的補助体制については、将来的には法科大学院関係の事務を専従で処理する法科大学院事務課（仮称）を設置し、教育と研究の両面における人的補助体制のさらなる拡充を図る。本法科大学院の特色をさらに深めるために、地方自治センター・国際人権センターとの連携を拡充する。現在、法学研究所の所在する建物内におかれた両センターを、法科大学院棟に移設し、人的補助サービス（アルバイト等）も法科大学院側から提供するなど、両センターの日常的業務と法科大学院の事業との関係を深めていく。また、地元自治体や、人権問題等に関わる市民団体との人的あるいは情報面での交流を深めることで、地方自治クリニックと国際人権クリニックの強化を図る。専任教員の教育研究活動の活性度を評価する一環として、神奈川大学の業績システムによってとりまとめられている教員の教育実績・研究業績について、法科大学院が独自にこれを把握して、それをホームページにおいて公開する。